

広報 なかのしま

8月号 南蒲原郡中之島村役場
編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002

村内交通事故状況
()内は7月分

	件数	死者	傷者
54年	14 (6)	0 (0)	14 (6)
53年	31	3	32
52年	25	1	26



安全運転をお願いします

交通指導所開設

海水浴やお盆の帰省客の交通事故を助ごうと、8月11日県道見附与板親中之島村農協総合センター前で交通指導所を開設いたしました。

中之島村交通安全対策協議会、婦人会、警察の方々約30名でドライバーに呼びかけ、チラシ、ステッカー、ハンカチなどを手渡しました。指導にあられた方には紙上をかりて御礼申し上げます。

人口のうごき

8月1日現在
()内は前月比

人口	11,155人 (+10)
男	5,595人 (+2)
女	5,680人 (+8)
世帯数	2,213戸 (+4)

今月の納税 ▶ 村県民税(第2期) ▶ 国民健康保険税(第3期) ▶ 保育料8月分

「明るい暮らしの道しるべ」

統計調査にご協力を

「統計は明るい暮らしの道しるべ」といわれます。ちよっと見ただけでは、単なる数字の羅列のように思えますが、この数字が、実はわたしたちの毎日の暮らしと密接な関係を持っているのです。

統計調査は、明日の暮らしに直結する極めて大切な数字ですから、その調査は正確でなければなりません。

調査にあたっては、統計調査員が事業所やご家庭を訪問することがありますので、ぜひご協力をお願いいたします。

世界農林業センサス

来年の2月1日に行われる世界農林業センサスの標語およびポスターをつぎにより募集いたします。

▼ 標語

官製はがき一枚一句とし、昭和54年9月3日まで

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14 財団法人 農林統計協会へお送りください。

▼ ポスター

「世界農林業センサス」

「昭和55年2月1日」

「農林水産省」

の文字を必ず入れる。

大きさは タテ72センチ ヨコ51センチ

文字を含め5色以内で9月3日まで新潟県企画調整部統計課へお送りください。

賞品、賞状多数用意してあります。くわしくは企画課へお問い合わせください。



灯ろう押し合い

8月25日

中之島交通規制

中之島諏訪神社の秋の大祭に今年も盛大に、灯ろう押し合いが行なわれます。(8月25日の宵宮)七つの町内で、それぞれ趣向をこらした灯ろうが、結びあい、押し合いながら田国道8号線中之島地内を練り歩きます。このため、押し合いが開始される午後7時から9時30分くらいまでの間、中之島地内が片側交互通行による交通規制が行なわれますので同地内を通行される車両はできるだけ別の道路を通行されるようお願いいたします。

歌会始め 及び詠進歌

お題「桜」

昭和五十五年歌会始めのお題は「桜」と定められました。

花木の桜ですが、花と詠むことはふさわしくありません。

書式の制限などがありますので、くわしくは役場企画課へ早めにお問い合わせください。

六月定例村議会

村議会の六月定例会の本会議が六月十八日午前十時から開かれ、大竹議員、葦沢議員、小野議員、石田議員、松井(征)議員、羽賀議員、高木議員の七氏が、村政に対する一般質問を行なった。

一般質問と答弁(要旨)



大竹彰作 議員

西小川江並び中央水路の 危険防止対策について

▼西小川江並びに中央下水路は四月の春期から農業用水が満水で流れており危険を感じているわけがございます。最近の新聞によると県下では四月から六月までの農業用水による犠牲者は三十五名におよんでおり、犠牲者が出てからでは遅いわけですので一日も早く防護柵を作っていたいただきたいというのが

消防の出動態勢に ついて

▼これは与板郷消防組合に関する問題でございます。去る五月長呂に火災が発生し、発生と同時に近所の青年が一九番に通報しましたが要領を得ないので、改めて役場に通報されたと聞いております。緊急の場合、すぐ与板郷消防署を呼び出されたい不便がある。二五八七二二五七二を急いでいる場合は覚えておられる人はいないと思いますが、村長はどのようにお考えか。また六月までも長呂に火災が発生し、これは通報が悪いのかどうかわかりませんが、長呂が火事だというのに、消防車は中野街道を走り中野の農道から火災現場に到着したと聞いております。いったい消防署の道路網の掌握ができておられないのではないのでしょうか。火災発生の際は早く出動して被害を最少限に食い止めるのが任務と思いますが、常にどのような訓練をされているのか副管理者である村長よりお答え願いたい。

地区住民の強い要望であります。最近PTA、町内の子ども会ではたまりかえり、日曜日を返上し、立札を立て、抗をふりロープを張る等の応急処置をとり、子どもを川から守ろうと懸命の努力をされているが、村当局のお考えと対策を伺いたい。

齋藤村長

▼西小川江並びに中央下水路の危険のことについては承知しております。村では長い距離でありますので、これに鉄線を張るようなことを考えておりますけれども、これは単に村がやったからといって防げるものでもなく、地元のかたがたが自分の子どもを監視し注意するというようなご心配の協力がなければ、万全の策と言えないわけでございますが、この



葦沢桂 議員

中之島川 改修について

▼今年もまたつゆどきがまいりまして、昨年の六・二六水害の惨状がまざまざと目の前に浮かんでくるわけでございます。去る六日の全員協議会において、村長より五十五年度着工の明るい見通しをお聞きしたわけでございますが、六・二六水害におきましては多大の損害をこうむったのでございます。その第一の原因はなにかというところが大沼サイホン下流の荒廃によるものと考えます。とりあえず今回は下流の改修だと思っておりますが、現在の川筋を改修されるのか、

また新しい設計に基づいてやられるのかお聞きをしたいと思います。

信条小の

校名変更について

▼村当局のご尽力により信条小学校の建設も進行しております。そこでお願いしたいのは、三沼小学校も小さいながら百年以上の伝統をもった学校であります。そこでわたしどもは当然統合校でなからうかという考えから、三沼学区民としても子どもがなんとなくよその学校に行くという感じを持たしては困るといふことから、幸い新校舎ができることであり、新しい校名をつけていただきたいということとで村当局のお考えを伺いたい。

齋藤村長

▼中之島川改修の詳細の設計については、わたしも承知していません。下流部のことにつきましては、建設課長から聞いている範囲のことで答弁いたさせていただきます。参考までにお聞きを願います。▼信条小学校の校名変更でございますが、これは両学区の合意のうえでされるのが常識ではないかと考えます。今後そういう機会を作れば信条と相談されたいなかにどういふ名まえになりますか、五十五年の二期期には引越しができる段どりになっておりますので、もう少しときをおいてこの話を進められてはどうかと考えております。

皆川建設課長

▼中之島川大沼サイホン下流の改修については、建設省が直轄で、かんばら堰の関係で改修をやる前提で調査をやっております。現在の河川を河状整理す

点につきましては早急にそのような措置を講ずる考えでございます。▼第二点の消防の出動についてでございます。さつきと与板郷消防署長に事情聴取しましたが、結果的には遅く駆けつけたという事実はそのとおりでございます。これに対して言い訳はございませんけれども、その間にこういう事情があったんだということとを署では言っておりますが、しかし、これはそんな事情などにかかわらず、消防本来の任務としてなによりも先に駆けつけなければならぬという使命のうえから、今後そういうことのないように、わたしも副管理者の立場で厳重に注意いたしました。また署長も身にしみてそういうことのないように努力すると言っておりますので、ご了承をお願いいたします。

齋藤村長

▼第一点の長呂樋管の問題でございますが、わたしの責任をのがれるわけではありませんが、まず管理者である土地改良区が先頭に立つべきであろう、それから関係地区の人々の熱意がなければただ建設省に利用できるようお願いしても至難のわざでなからうかと思っております。信濃川から取水する権利を取るといふことは容易なわざではございませんので、なんとしてもこの権利を守つていかなければならぬわけですが、これを生かすということになると簡単なものでないということをお申し上げたわけでございます。村の考え方としては、地元と相談しないで金のかかることに先ばしすることはできないと思っておりますので、地元とよく話し合った結果をもってこれに取り組みべきだと考えております。用水計画のことでございますが、信濃川から猿橋川に入れた水を即代償用水区域へもつてくるということとは、いま考えるべきでないと思っております。これは全然性質の違う取水源の違う団体でありますので、研究すべき問題であります。

▼いま村をあげて用水問題に取り組んでおりますが、この事業は遅々として進まないのが現状ではなからうかと思っております。それというのも、いわゆる水不足がこの事業を足踏みさせていると思うわけでございます。これを解決する手段として、二トンの水利権を持つという長呂樋管を生かして、かつ水時にポンプで水を補給することが急務でなからうかと思っております。この樋管の管理者である土地改良区とともに、村長が先頭に立って建設省に働きかけられ、この樋管を活用されるご意志がどうかお聞かせ願いたい。



小野勇雄 議員

長呂樋管の 活用について

農村総合整備 モデル事業について

▼都市に比べ立ちおくれしている農村の整備を継続的にやるこの事業は、沈滞している農村の現況に刺激を与え、これをやることによって先が明るくなるよ

▼次に農村総合整備事業でございます。いまのところ七市町村の立候補があると聞いております。去年の例からすると五市町村が採択になるのではないかと考えております。この準備として資料集め等いろいろございまして、企画課に担当させ一、二名増員をして準備態勢にはいりたいと考えております。

人口一万人程度のところでは十五億か十六億の事業費ということになります。圃場整備あるいは用水改良などにはかなりの費用がかかりますが、そこに十億全部を投ずるわけにはいきません。そのみに使われてはほかの仕事ができないことになり、大きな圃場整備とか用水改良事業はあてはまらないのではないかと考えますが、これはあけて資料を集めた段階で住民の要望などを聞いて検討し、将来悔いのない方向に進みたいと存じます。



石田昭一 議員

猿橋川改修の進め方と今後の対策について

▼猿橋川の改修の歴史をたどれば、古志郡その他のたん水を排除するための人工川、しかも年月がたないうちに再び改修をしなければならぬ。地元関係者あるいは土地を提供しなければならぬかたがたは、それでも農道として絶対反対というようなら、旗を立てるようなことなく、県と村の説明を真剣に考え、協力する態勢にあるわけですが、まごまごしているとは同意を得られない、反対があつたらかまわんでおけというようなことを聞かされる心配すらあるわけですが、このことについて村長の考え方を伺いたい。次に今後の対策についてでございますが、三十からの小さい部落が移動をしなければならぬ。そういったなかで一番焦点になるのは、行き場のないところに行かれないという

こと、これは当然の話です。そうした形において残念ながら土地については、新潟、長岡の地価相場によって県が価格を決定するというのが、現在とられている方法でございます。しかしそれでいいでしょうか、県からもらった金にたしまいをして土地を捜さなければならぬということ、はたして自分がぶつかった場合、県知事、役人がぶつかった場合なかなか容易ならぬ問題であると思えます。決して言う人が無理なものでなく、聞く人がこれに応ずるような姿勢を見せて、要望を聞きながら考え方を明らかにして、相談を進めていただきたいと思います。この対策について伺いたい。

部落進入路の標示について

▼八年くらい前から道路の整備が進み、何十年ぶりになる人は家も道も変わってとまどうと言いますがほんとうにそうでしょうか。せっかく整備された道路網が変わって、わたし自身ここはどこなんだろうというところで、自信なく突っ込んで行くことがあるわけですが、ましてや世間からバイク、自動車を利用していろいろ交流するわけですが、もう少しはつきりと部落の標示がでないだろうかという要望があるわけですが、村長はどう考えておられるか伺いたい。

齊藤村長

▼猿橋川の改修の問題でございますが、上流部の長岡地区においては早くやってくれと、下流部も真野代堰の下は着々とでき上がりつつあります。そういうなかにおいて、これでいいんだとがんばっているというわけにもいきません。しかし村はどうするとおっしゃるわけですが、これは県の仕事であり県は



松井征一 議員

工場誘致について

▼本村は都市計画法の適用により、工業地域、準工業地域、住宅地域がありますが、この地域に工場を誘致を呼びかけておられますか。村では工場の進出が少く、特に固定資産税、法人村民税は南浦原郡四町村の中で一番少ないのであります。村に工場が建つことにより住民税もふえ、従業員の住宅も建ち、人口の増により地方交付税も伸びることか

村を窓口にして住民との話し合いや接渉をやっているわけでございます。わたしの姿勢としては、その大方針に村長が反対するわけにはいきませんが、住民の不利にならないように対応していきたいと考えております。中条においても反対しないとおっしゃっておりますが、いろいろの条件や要望をつけられて、話が進まないというのが現状でございます。そこで移転される人の身のうえを思うとき全く同情に堪えないわけでございますが、最終的にはどうしても行き場を自分の力で求めることができないうかたがやがては出てこようかと思えますが、その時点で村としては中条部落のご協力を得て、そういう人たちに対するめんどうをみたいという気持ちを持っております。

▼次に部落の道路標示でございますが、村全体からすると相当の部落数になりますので、これから検討したいと思えます。

ら、村長は積極的に工場誘致を進める考えはありませぬか。それからわたしも信条地区は、いろいろ環境の整備が行なわれ、保育所、学校等も来年にかけてりっぱに整備されますので、近隣の分水町から宅地を求めてこられるかたが非常に多いと聞いておりますが、村の計画で宅地造成をやられる考えが、ありますか。村長はどうかお尋ねしたい。

齊藤村長

▼工場誘致について熱意があるかないかということでございますが、おありでございます。たまたま柏崎の北日本食品が本村の市街化区域進出をめぐり目下調査の段階でございますが、いまのところ海のものとなるか山のものとなるかわかりませぬ。工場ができるということは、非常に村の発展につながることは論をまたないわけで、工場の要請に応じて、道路、下水等いろいろな便宜を図っても誘致をしたと考えております。それから宅地造成をする考えはないかということでございます。中条新田の丸山地区にぼつぼつと住宅ができてますが、その地区の所有者が合意をされ、中之島で宅地造成組合を作られたように関係者が話ができれば、中之島の例もありませんので、村としてもできるだけ協力をしたい。



羽賀竹次郎 議員

農道中野、横山線より長岡への連絡道路について

▼三月定例村議会において、中島議員より質問がありました。再度質問いたします。本村を縦断する中野、横山線の農道も今年は大保まで完成すると聞いておりますが、この農道の品之木から川辺を通り長岡市にはいることによつて、道路の機能が倍加されると思えます。特に中通周辺だけでなく中野中条方面のかたがたが、長岡市に通動する重要な道路になると考えます。村におかれては、長岡市との話し合いの問題も思いますが、一日も早く実現されるようお願い申し上げます。今後の対策についてお考えを伺いたい。

農家の後継者問題について

▼現在、農業に従事している人は五十歳前後の人が多く感じます。このような事情の中で、今後十年後、十五年後に農業後継者がはたしてあるのか考えるとき、非常に疑問を感じるわけでございます。現在二十代、三十代の青年ではたして将来農業を営む気持ちどの程度あるのか、アンケート調査を願えれば幸いですけれども、現在の青年を農業にUターンさせるというふうな考え方について、村当局にお伺いしたい。

齊藤村長

▼第一点の農道についてご認識をいただきたいのは、この道路は農業を営むために便利になるようにという農業用の道路でございます。しかし、できればそれが通つてもいいわけです。これが中野から大保に通することによつて、県道の大口与板停車場線に結びついて一挙に大口まで出て長岡のほうに行けることになり、便利になると期待しております。さて、川辺に通ずるといふ道については、もしやるとすれば



高木三郎 議員

西高山揚水区域の用水対策について

▼このことにつきましては、この前の全員協議会の

はまるまる村費でやらなければなりません。それから猿橋川の改修に伴って相当な橋梁を掛けなければなりません。長岡市に打診してありますが、市ではメリットがうちの村よりありません。川辺地区もやってくれということになります。市は地元負担を取りますので冷やかな態度をとっているのが現状でございます。相手の長岡市が相当長い距離をもっておられますので、この問題は簡単でないことを申し上げたい。

▼次に農業後継者の問題でございます。これはただ中之島村だけの問題ではなく、一般的な問題でございます。本村の農業経営もその例にもれず、いまや五十年代の人が年をとつたらどうなるんだという不安は確かにあります。村の施策としては用水改良をするとか、道路をよくするとかによつて、わずかな時間でやられるような受けざるを整えるより方法がないかと考えております。まさか中之島村の田んぼが作り手がなくなつて荒れるというようなことはなからうかと思えますが、これは一朝一夕で解決できない深刻な問題でございます。

とき話を申し上げたわけですが、そのとき一日も早くあなたがたの仕事ができるように努力するという発言があったように思います。ところが十一日に用水対策審議会の通知がありました。突如として中止になったわけです。めどがたないから話し合いをしないということになります。いつになったらわたしたちの地域が独自の工事に取組めるのか、わたしは全く見通しがつかないわけです。地元といたしましては、土地改良区の理事長、課長を呼びまして協議をし、人夫を出して測量をやっている状態でございますが、ただ用水計画からはずしていただかなければ、なにもできないわけでございますので、早急に用水委員長と話し合いをされ、一日も早く協議にはいるといいますが、調印をしてない地区の者から調印していただくように努力していただきたいが、助役、課長はいかように考えておられるか。

スクールバス付添い人の送迎について

▼スクールバスの問題について、教育長にお聞きいたします。あるうちに参りましたところ、小学校の児童も送り迎えをしなければならぬのだからどうかという話があったわけでございます。そういうことで各地区を廻りお聞きしたところ、通学区だけでございます。いろいろお聞きしましたところ、バスの停留所まで父兄がついてこないと乗せて行かないという話を、運転手がはつきり申し上げたそうでございますが、それだけの権限を運転手に与えているかいないのかお聞きしたい。

人事に対する政治姿勢について

▼これについては、いろいろ疑問もあるわけでございます。これというのは今月十六日の晩に少年球技のことで、中之島分館で打ち合わせがあったわけでございます。そのとき中之島学区と西所学区の若い方がたが、この前の広報を見てたまげたと、どうも納得したい面があると、そういうことをしている荒川町や宮崎のようになるのではないかと質問を受けたわけでございます。それに対してわたしも答えるすべがないわけでございます。村長は三月議会の提案理由の説明の中で、清潔と公平をモットーとしてどうたっているわけですが、これに対する考え方、今後の腹がまえはどうであるか、わたしはお聞きをしたい。

●大竹助役

▼用水の件でございますが、先般の協議会でもいままでの過程を申し上げたわけでございます。その後わたしどもは県と詰めまして一つの成案を得ましたので、十一日の用水対策審議会におかけしまして、ご同意を得たうえで新しい行動にはいろうと検討いたしましたわけですが、その前に幹事会で検討いたしました結果、若干の修正を必要とするということとあります。また中条江の関係におきましては、中条の新たな用水委員会とこれと十分取り組んでいきたいという意志表示がありましたので、しばらく用水対策審議会の開催を待ちました、地元の要望あるいは県との交渉もいたさなければならぬということも中止をいたしました。わたしどもも先般からのことがございますので県営から離脱するけれども、もともと県営の中に含まれてきた西所学区であるから、村はそっぽを向かないで協力せよという要望もありますので、県の交渉におきましては西所学区についても十分配慮してもらいたいということも申し上げてありますので、この計画の推進に伴ないま

て、当然西所学区のものも出てこようかと思いが、せつかく土地改良区と協議をされ計画の樹立に配慮中でございますので、村としてはお手伝いするものがあればお手伝いさせていただきますと考えております。

●清野教育長

▼スクールバスの付き添い人の送迎につきましては、原則として小学校の場合は六年生以下の子どもがめんどろを見てくれますので、付き添い人はいらぬことになっております。ところが付き添い人をつれてこないと乗せないというふうなことを言った運転手があるということですが、そういう権限は与えておりません。運転手は五人もおりますし、担当が変わったりいたしますので、五人を集めてわたしのほうから小学校はそういうふうなことで、横の連絡を密にいたしまして、中通学区のほうには迷惑をかけないようにしたいと思います。

●斉藤村長

▼第三点の人事に対する問題でございますが、基本的には公平にして清潔をモットーとしております。人事というものは結果から見るといろいろ批判が出るのが通例でございますが、ただ抽象的でございますまして、職員の仕事のことか、わたしは議会で推せんする人事のことか、そこまでおっしゃって推せんせんが、わたしの考え方によって推せんした議会の場合であれば、議会の同意が必要になってくるわけですが、その同意を得られることを前提にしたなかで推せんしたわけでございますが、そういうおしりを受けるということは、わたしの不徳と考えておりまして、今後十分気をつけたいと考えております。

臨時議会

国保税条例を一部改正

第六回中之島村議会（臨時会）は、七月二十八日に開かれました。この臨時会には、中之島村一般会計予算を二百一十二万円を減額したほか、中之島村国民健康保険税条例の一部改正など五議案がいずれも原案どおり可決されました。また、この中之島村ほう賞規則に定める村議会議員として十五年以上在職し、功労があった者として、村長が村民の模範となるべき者をほう賞する表彰式が行われ、つぎの二名の方が表彰されました。また、新潟県町村議会議長会主催の十二年表彰はつぎの方々です。



池上政彦氏



吉田清明氏

新潟県町村議会議長会表彰

- 星野峯次氏 田中岩雄氏
遠藤一夫氏 高木三郎氏

国民健康保険税の決め方と精算賦課

いつまでも健康でありたい……これはみんなの願いです。みなさんの医療に対する意識は高まり、その成果もはつきり現われてきています。しかし、その反面老人医療費の無料化や高額療養費制度などの給付により、医療費の方は年々増加しています。医者をしてんと変えたり、薬をたくさんんだりするのはやめましょう。ムダなく正しく治療することが保険税を軽くすることにつながります。その保険税の決め方を紹介しますので、受益者負担の原則にもつきご理解いただきたい。



●保険税のきめ方

保険税をきめる場合、まず今年の医療費などの保険給付額（村がお医者さんに支払うお金）の見積りを出し、国からの支出金（補助金）などを算出し、残りを保険税でまかないます。

訂正

先月号の六月定例会の補正予算のところ▼農道整備事業費四億八千五百二十万円は四千八百五十二万円の誤りでした。ここに訂正し、お詫び致します。

この保険税収入の見込額を所得割(50%)資産割(10%)均等割(25%)平等割(15%)にあん分して税率を出します。その結果、今年はずぎのような税率になりました。●所得割……世帯の収入に応じて計算する額で、前年の所得を課税標準として基礎控除二十一万円を引いた額の四・〇九パーセント。●資産割……世帯の資産に応じて計算する額で、その年の固定資産のうち、土地、家屋にかかるとる税額の二九・五パーセント。●均等割……加入者の数に応じて計算する額で、被保険者一人につき七、八〇〇円。●平等割……一世帯いくらと定額で計算する額で、一世帯につき一七、八〇〇円。以上の方法で計算された年税額が二十二万円を超えるときは、二十二万円で打ち切れ、また、所得が一定所得以下の世帯に対しては保険税が軽減されます。

●精算賦課

今年の税率によって算定された年税額から暫定徴収額(一・二期分)を差し引き、残った税額を八月以降の納期(四回)の数で除して納めていただきます。

コンバイン用 軽油引取税

免税証を交付

三条財務事務所では、つぎによりコンバイン用軽油引取税の免税証を交付しますので、この機会に手続きを。

- 期間および時間
8月1日～8月31日
原則として毎週土曜日午前9時～午前11時30分。
- 場所
三条財務事務所課税課間税係
三条市西裏館マ号1886-2
- 交付申請に必要なもの

(1)新規申請の方

- ①印かん（共同使用は全員の印かん）
- ②農業機械の所有証明書（税務課又は農機具店で発行）
- ③耕作面積証明書（農業委員会で発行）

(2)機械を変更した場合

- ①印かん
- ②農業機械の所有証明書
- ③耕作面積証明書（54年の春耕用免税証を受けた人は除く）
- ④免税軽油使用者証

(3)継続申請の方

- ①印かん
- ②耕作面積証明書（54年の春耕用免税証を受けた人は除く）
- ③免税軽油使用者証

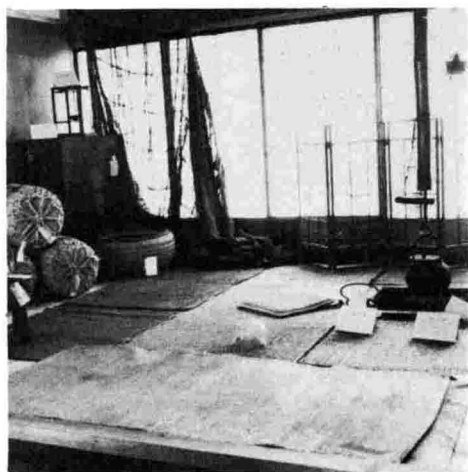
(4)免税軽油使用者証に異動があった場合

農業機械所有証明書又は共同使用者全員の印かんを持参のうえ「登録事項変更申請書」の提出をしていただきます。

※その他不明な点は同財務事務所又は役場税務課へおたずねください。

一度ごらんください

民族資料館



私たちの祖先が長い歳月をかけて、その英知と技能で創造し、発展させてきた古い生活用品や農具などの文化遺産を一堂に整理整頓し、みなさんに開放してありますので一度ごらんください。

《開館日》

毎月 5日、15日、20日
九時から十六時まで
くわしくは、中之島村公民館へ。

今年、二十歳を迎えるみなさん、みなさんが生れた昭和三十四年に発足した国民年金制度をご存知でしょうか。国民年金制度はともな成人式を迎え、みなさんが二十歳となつて大人の仲間入りすると、多くの権利が与えられると同時に義務や責任も課せられますが、国民年金に加入することもその一つです。

二十歳になつたら 国民年金

贈与と税金

贈与税は、個人から一年間にもらった財産の合計額が、六十万円を超えているときにかかります。贈与税の申告と納税は、もらった年の翌年二月一日から三月十五日までです。

戦争犠牲者に対する 援護措置が改善

さきの法律改正で戦争犠牲者（戦没者の遺族、戦傷病者）に対する援護措置がそれぞれ次のとおり改善されました。該当される方は市町村役場へ申出て請求手続きをこつてください。

戦傷病者 戦没者遺族 援護法関係

- (1) 第一款症の障害年金証書をお持ちの方が、昭和51年10月1日から昭和54年9月30日までに、この年金をもらうことになった病气やけが以外の病气等で死亡した場合（平病死）には、「障害者遺族特例年金」が支給されます。
この年金は遺族の妻、父母（事実上の父母を含む）及び孫がいる場合は、妻にだけ支給されますが、昭和54年10月1日からは父母、孫にも併せて支給されることになりました。
- (2) 昭和54年10月1日以後、第一款症の障害年金証書をお持ちの方が平病死されたときは、その遺族にも「第一款症平病死年金」が支給されることになりました。そこでこれに該当することになった場合は請求してください。
- (3) なお、「障害者遺族特例年金」の額は、昭和54年10月1日から増額され「第一款症平病死年金」として支給されます。この場合は請求行為は必要ありません。
- (4) 昭和21年2月1日から昭和28年7月31日までの間に再婚し、この期間に離婚した妻について、昭和40年10月1日から昭和54年9月30日までの間に援護法（日華事変間の内地等）における勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した者、満鉄軍属、防空従事者等）の遺族である場合は、昭和54年10月1日から「遺族年金」が支給されることになりました。

戦傷病者の妻 に対する特別 給付金支給法関係

下記(1)及び(2)に該当すること

- (6) 前記(4)及び(5)に該当することになった場合は、昭和54年10月1日以降「遺族年金」の請求をしてください。

戦傷病者の 遺族に対する 特別弔慰金

左記(1)及び(2)に該当することになった場合には12万円が国債（6年償還）により支給されますので請求をしてください。

- (1) 昭和6年9月18日以降の戦没者の遺族で昭和50年4月1

護法の処遇の対象となつた戦没者（日華事変間の内地等）における勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した者、満鉄軍属、防空従事者等）の遺族である場合は、昭和54年10月1日から「遺族年金」が支給されることになりました。

になった場合は、5万円（特項症1款症）又は2万5千円（2款症、5款症）が国債（5年償還）により支給されますので、昭和54年10月1日以降請求してください。

日から昭和54年3月31日まで遺族年金、公務扶助料、殉職年金等の受給者がいなくなり、昭和54年4月1日現在生存している遺族のうち、最先順位者1名。

- (1) 昭和48年4月1日以前に、増加恩給、傷病年金又は障害年金を受給していた戦傷者として、昭和48年4月2日以後婚姻した妻で昭和54年10月1日現在生存している者。
- (2) 昭和48年4月2日以後、昭和54年4月1日までの間にいて増加恩給、傷病年金又は障害年金を初めて受給することとなった戦傷病者で、その妻が昭和54年10月1日現在生存している者。

- (2) 旧陸軍又は海軍部内の警部、監獄看守長、警査、巡査、陸軍通訳生、海軍書記、理事官、事務官、通訳官、従軍文官等の遺族で、昭和54年3月31日までに公務扶助料の受給者がいなくなり、昭和54年4月1日現在生存している遺族のうち、最先順位者1名。
- (3) 前記(1)及び(2)の遺族の範囲、順位等について、不明な点は役場住民福祉課にお問い合わせください。

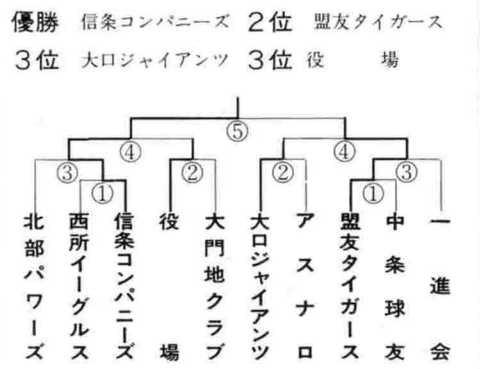


第7回村長旗争奪社会人野球大会

優勝

信条コンパニーズ

六月二十四日開会式以後、四十チームによって繰り広げられてきた村長旗争奪社会人野球大会は、七月二十一日つぎの十チームによって決勝戦が行われ、信条コンパニーズが優勝を飾りました。結果はつぎのとおりです。

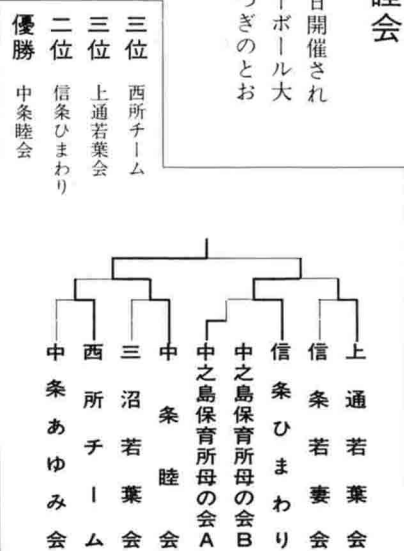


第11回婦人バレーボール大会

優勝

中条睦会

七月十五日開催された婦人バレーボール大会の結果はつぎのとおりです。



▶ 昨年12月の村政懇談会で要望のありました「村内の保育所にプール設置」という要望に応じて村では、村内の6保育所に夏に間に合わせようと工事が進められていましたが、ここ上通保育所では7月16日プール開きを行いました。1ヶ所なんと百万円ということでした。



▶ 大竹邸記念館竣工式

8月10日、郷土が生んだ偉大な政治家大竹貫一先生の生家の一部取り壊し、記念館として遺品を陳列し、一般の方々に開放しようと工事が進められていましたが、このたび竣工式を迎えました。



村では、消防活動の強化と設置の充実をはかるため、去る7月5日役場前で引渡式を行いました。一台が712,000円です。

▶ 可搬式ポンプ購入
上通・三沼の各分団へ



▶ 交通安全教室開催
上通小学校

7月19日、子供の自転車による交通事故を防ごうと、ミニ信号機を使って交通安全教室が開かれました。

▶ 横野地区の
かあちゃん消防隊

「一番大事をおらたちがやらないきゃ、とつねに慣れない手つで握って訓練していました。」

おしらせ

事業主の退職金制度

(小規模企業共済)

小規模企業共済制度は、いわば国が作った事業主の退職金制度です。月々、掛金を払い込んでいただくことによって、事業をやめたり、役員を退職したときなどの場合に法律で定められた共済金が支払われます。くわしくは、昭和五十三年十一月号の広報なかのしま、または産業課へお問い合わせください。

第四回

村民バレーボール大会開催

▽主催 中之島バレーボールクラブ
▽期日 8月19日(日)
▽場所 中之島中央小体育館
▽申し込み くわしいことは、中之島村公民館へ。

昭和五十四年度

行政書士試験案内

▼受付期間 昭和五十四年八月二十日から昭和五十四年九月七日まで
▼試験日 昭和五十四年十月七日
▼試験場 新潟市営所通り 新潟市立寄居中学校
▼受験願書等提出先 新潟県総務部地方課行政第一係 電話(〇五三)三三五一

新潟県芸術祭文芸部門

作品募集

内容は、小説・詩・短歌・俳句・川柳で、一般・高校の部。縮切りは十月十日。くわしい内容は、企画課へ。

通行止のお知らせ

▶ 場所 塩之入トンネル
▶ 期間 昭和54年8月20日～昭和54年12月10日



新有権者



▷ 応募内容と標題

成人を迎えた者または迎える者の新有権者としての感想または選挙を経験したことなどにより地方自治や国政への参加について感じたこと。標題は、その内容にふさわしいものとする。

▷ 字数

2,000字以内 (原稿用紙5枚以内)

▷ 応募資格

昭和34年1月1日から昭和35年12月31日までに生まれたもの。

▷ 申し込み

昭和54年9月1日から昭和54年10月31日までに応募者の居住する市町村選挙管理委員会へ提出してください。

▷ 賞

最優秀 1篇 50,000円
入賞 5篇 各30,000円
佳作 若干 各10,000円

▷ 応募上の注意

- (1)住所、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、職業を原稿の末尾に明記。
- (2)応募作品は未発表のものとする。
- (3)応募原稿は返却しないものであること。
- (4)入選作品の著作権は主催者に属し、作品は明るい選挙推進運動のため自由に利用できるものとする。
- (5)この感想文募集が行われることを知った媒体名(新聞・ラジオ・テレビ・都道府県の広報誌・その他)を記入すること。

行政・人権・心配ごと相談

○毎週火曜日 午後1時～4時
○公民館

東京消防庁 新規学卒者職員募集 くわしくは庶務課へ